

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 公共測量の終了（十件）……………
- ………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ………（同）…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ………（同）…八
- 知事指定薬物の指定……………
- ………（福祉保健局健康安全全部業務課）…九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ………（同）…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一一

告示

●東京都告示第二百六十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年二月二十四日

- 一 商号 昭和城市開発株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 里内 智樹
- 三 主たる事務所 台東区台東一丁目十一番四号
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九七三三八六号
- 五 免許年月日 平成二十七年一月十六日

●東京都告示第二百六十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区长から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

- 三 測量の区域 大田区大森南一丁目、蒲田四丁目、東糀谷一丁目、東糀谷二丁目、東糀谷四丁目、東糀谷五丁目及び東糀谷六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月二十三日から同年十二月九日まで

●東京都告示第二百六十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（公共基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 世田谷区内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から同年七月二十九日まで

●東京都告示第二百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区长から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 杉並区内

●東京都告示第二百七十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

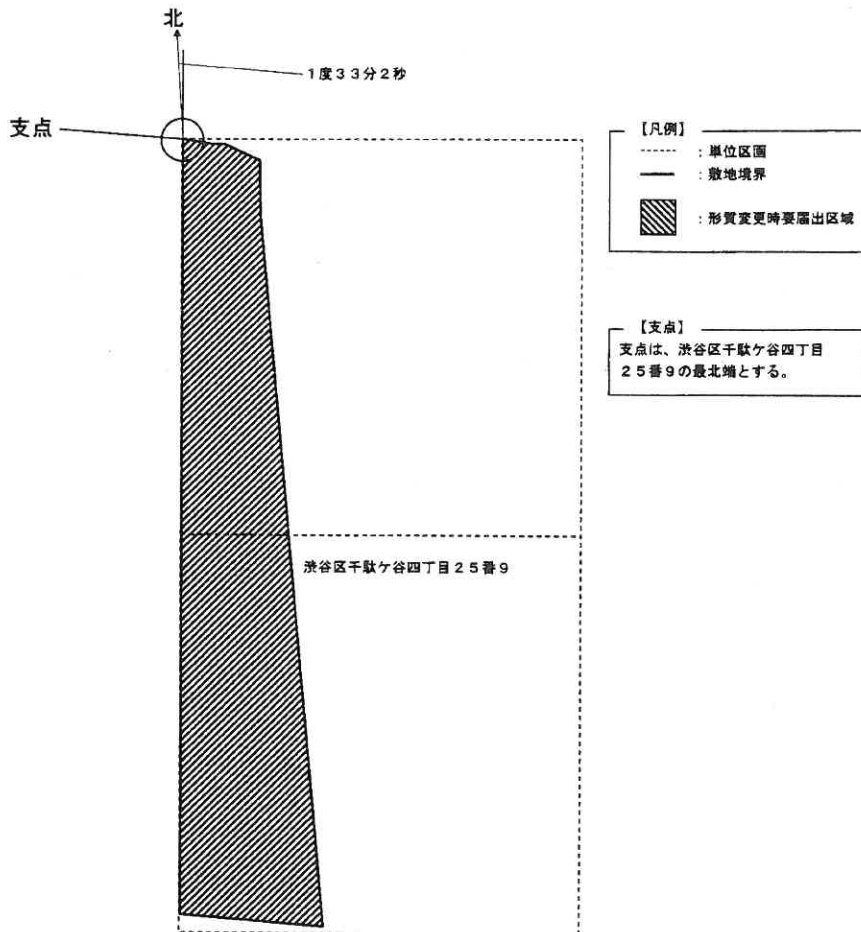
平成二十九年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区千駄ヶ谷四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度（1度33分2秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。